第二節　セーフガード措置
第二・十三条　二国間セーフガード措置の適用
第二・十四条　調査
第二・十五条　条件及び制限
第二・十六条　補償
第二・十七条　暫定的な二国間セーフガード措置
第二・十八条　特定の農産品に関する特別セーフガード措置
第二・十九条　世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との関係
第三節　他の規定
第二・二十条　市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し
第二・二十一条　物品の貿易に関する小委員会
第二・二十二条　附属書一の改正
第二・二十三条　運用上の手続規則
第三章　原産地規則
第三・一条　定義
第三・二条　原産品
第三・三条　完全に得られる産品
第三・四条　非原産材料を使用して生産される産品
第三・五条　原産資格割合の算定
第三・六条　累積
第三・七条　原産資格を与えることとならない作業
第三・八条　積送
第三・九条　組み立ててないか又は分解してある産品
第三・十条　代替性のある産品及び材料
第三・十一条　間接材料
第三・十二条　附属品、予備部品及び工具
第三・十三条　こん包材料及びこん包容器
第三・十四条　原産地に関する証拠書類
第三・十五条　原産地証明書
第三・十六条　原産地証明文書
第三・十七条　関税上の特恵待遇の要求
第三・十八条　原産地に関する証拠書類の免除
第三・十九条　誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類に関する措置
第三・二十条　記録の保管に関する義務
第三・二十一条　原産品であることについての確認
第三・二十二条　原産品であるか否かについての確認のための訪問
第三・二十三条　関税上の特恵待遇の否認
第三・二十四条　第三国の仕入書
第三・二十五条　秘密性
第三・二十六条　罰則
第三・二十七条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定
第三・二十八条　原産地規則に関する小委員会
第三・二十九条　附属書二及び附属書三の改正
第四章　税関手続
第四・一条　適用範囲
第四・二条　定義
第四・三条　透明性
第四・四条　通関
第四・五条　事前教示
第四・六条　一時輸入及び通過物品
第四・七条　協力及び情報の交換
第四・八条　審査手続
第四・九条　税関手続に関する小委員会
第五章　衛生植物検疫に係る協力
第五・一条　適用範囲
第五・二条　権利及び義務の再確認
第五・三条　協力
第五・四条　衛生植物検疫に係る協力に関する小委員会
第五・五条　この章における調整当局
第五・六条　第十九章（紛争解決）の規定の不適用
第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続
第六・一条　適用範囲
第六・二条　定義
第六・三条　権利及び義務の再確認
第六・四条　国際規格、指針又は勧告
第六・五条　強制規格
第六・六条　適合性評価手続
第六・七条　透明性
第六・八条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第六・九条　この章における調整当局
第六・十条　情報の交換
第六・十一条　第十九章（紛争解決）の規定の不適用
第七章　食料供給
第七・一条　基本原則
第七・二条　定義
第七・三条　重要な食料の輸出の制限
第七・四条　投資の促進及び円滑化
第七・五条　重要な食料の供給のための協議
第八章　エネルギー及び鉱物資源
第八・一条　基本原則
第八・二条　定義
第八・三条　エネルギー及び鉱物資源の安定的な供給
第八・四条　輸出の制限
第八・五条　輸出許可手続及びその運用
第八・六条　エネルギー・鉱物資源規制措置
第八・七条　協力
第八・八条　エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会
第九章　サービスの貿易
第九・一条　適用範囲
第九・二条　定義